

行為と文脈性

——「リアリティ構成」論ノート——

江原由美子

本稿は「リアリティ構成」論の社会学理論上での位置づけとその意義を明確化することを目標としている。そしてその目標に関連する範囲で、従来の「リアリティ構成」論を批判的に考察し又再構成の方向を提起するつもりである⁽¹⁾⁽²⁾。

以下では次の順序で叙述する。(1)現代社会学における理論的問題点を概略し、現状を把握する。(2)(1)との関連で「リアリティ構成」論の意義についての従来の主張を考察し、その展開すべき方向性を確定する。(3)(2)に基づいて例示的モデルを提示し、そのモデルがいかなる問題を解明できるかその可能性について考察する。(4)現代社会学におけるパラダイム変革の営みの中に「リアリティ構成」論を位置づける。

§ 1 近代主義批判と社会学への影響

60年代後半の社会変革運動は近代合理主義それ自体を批判の対象とし、その特異な認識的前提を明らかにした⁽³⁾。それはもともと本質的には認識における主-客図式の貫徹であった。社会学も又科学のひとつとして近代主義的知性の産物であったからその批判に影響を受けずには済まなかった。その波及は以下の三方向に及んだ。

- ① 近代的知性の凝縮物たる科学的認識方法それ自体への批判
- ② 社会学理論の枠組それ自体に含まれている前提に対する批判
- ③ 社会学が問題とすべきであると考えていた対象領域に対する批判

これら三方向はいずれも社会学的営為が自明化していた近代合理主義的な前提を明らかにし批判するという点で軌を一にしていた。いわば社会学的営為それ自体の文脈性を問題にしたのである。しかも同時にそれは社会学の研究対象であるところの「社会的行為」の理論化において、行為とその文脈依存性、状況依存性という問題を提起することになった。ここに①に属す

るところの「実証主義」批判や数量化仮説批判、②に属するところの従来の理論枠組への批判、すなわち構造機能主義理論等へのある種の批判、③に属するところの人間の非合理的・感性的側面への再評価や、「身体論」「自我論」の流行、又民衆史や生活史、社会史等への関心の移行、「日常生活」の問題化といった現象が生じた。

だがこの三方向はそれぞれが論を積み重ねる時そこに軋轢を生じざるを得ない⁽⁴⁾。その矛盾が現在の社会学の理論状況を複雑にし対立を表面化させるとともに論点を錯綜させている。

「リアリティ構成」論はこのような理論状況をもろに反映している。それは「リアリティ構成」というアイデアが基本的に近代主義と近代社会学への批判という先述した社会学批判運動から生じたことの必然的な帰結でもある。以下では「リアリティ構成」論の内部におけるこの問題状況の反映と錯綜を考察しよう。この考察を行うことによって単に「リアリティ構成」論内部の問題だけではなく、現代社会学の問題状況へ切り込む切り口を見出すことを期待しながら。

§ 2 「リアリティ構成」論の意義

「リアリティ構成」というアイデアは社会学においていかなる意義を持つか？ この問いへの答えは先述した近代主義批判の社会学への三様の影響とほぼ対応するかのよう⁽⁴⁾に三様である。それは

- ①' 「リアリティ構成」論は科学的認識の批判という文脈で社会的認識の妥当性の根拠を問い求めるものである。
- ②' 「リアリティ構成」論は社会学理論の批判と代替理論の探求という文脈において、社会の外在的存立を前提としてしまうのではなく、社会の「客観性」を社会成員にとっての「社会的現実」の「客観性」として把握し、社会成員による主観的な意味付与から「社会的現実」の「客観的存立」を明らかにしようとするものである。
- ③' 「リアリティ構成」論は社会学の対象確定の文脈において社会成員の行為遂行において自明化され常識とされていること、又は前提とされていることを明らかにするところの社会学である。

という三点にまとめられる。「リアリティ構成」というアイデアは①'「現実性」「事実性」に対する社会学者の無反省的な信頼をつき崩し、「現実性」「事実性」自体の「構成」とその根拠を問い直させるとともに ②'「社会」をあたかも認識や認識制度を超越したところの实在物であるかのように前提とする社会学に反省の眼を向け ③'社会成員の行為がこのような「構成」された「現実性」の上に成立していることを照らし出し、その依存する前提を明らかにすることを求めさせるのである。⁽⁵⁾

だがいかに「同じ発想」に起源を持つとしてもそれはこれらが矛盾がない一貫的なものであることを意味するわけではない。これらの主張

がいかなる次元の主張であるのかが十分自覚されていなければならさらである。

例えば、①'の主張は「科学」が根拠づけられない知識、すなわち常識に根拠を持っていることを問題視するのか。それとも現在の社会学理論が真に常識に根拠をおいていないことを問題にしているのか。仮に前者であるとするならば、これは「経験的」に知識が得られるとする立場、すなわち帰納法的認識論そのものに対する批判となる。従ってその場合には、①'を③'と結びつけて理解する解釈、すなわち社会的認識の妥当性の根拠を③'の探求—社会成員の常識の探求—を行うことで見出そうとする主張は全く意味を成さない。⁽⁶⁾すなわち「経験的知識」そのものへの不信はけって「経験的知識」によっては解消しえない。フッサールは、その自然主義哲学の批判において、真偽判断を心理学の問題として解消することを鋭く批判している〔Husserl, 1910-11〕。仮に後者であるとしても、この場合も又③'との両立は困難である。なぜなら常識そのものの探求は常識に依拠しては行い得ず必ず科学固有の前提を必要とするからである。⁽⁷⁾

こうした例は、「リアリティ構成」論が矛盾のない一貫した論を展開するためには、その主張の意味を確定する必要があることを示しているといえよう。以下では本稿で採用する立場を提起したい。

第一に、本稿では「リアリティ構成」論は社会学の基礎づけを行うものであるという①'の主張は採用しない。それは本稿では「リアリティ構成」論を社会的営為の中で生かそうと思うためである。社会的営為とはここでは「経験科学」の枠内を意味し、典型的には、「事実的」な認識を求める探求の制度を意味する。⁽⁸⁾こうした社会的営為の基準に従って我々は社会的認識を得ているわけである。この社会的

営為の基準、そうした探求の制度それ自体は社会学的営為によっては基礎づけられない。故に社会学的認識の妥当性の根拠はけっして社会学的営為によっては与えられないと考える。社会学的営為が行うのは、せいぜい従来の社会学的認識が「妥当」とされてきた背景を「事実的」に確定することである。だが、この作業はけっしてそうした社会学的認識が妥当であることを弁証しないのである。故に、「リアリティ構成」論を社会学的営為の文脈で生かそうとするならば、社会学総体の認識の妥当性を基礎づけるといった主張は放棄せざるをえない。

従って本稿では②'か③'の「リアリティ構成」論の意義についての主張を採用することになる。ではそれはいかなる意味においてか。先に③'の主張、「リアリティ構成」論は社会成員が自明としていること、すなわち常識を対象とするものであるという主張について考察しよう。例えばバーガーは、従来の知識社会学が学問、芸術、宗教教義等文字やシンボルによって対象化され体系づけられた知識のみを対象としていたのに対し、「リアリティ構成」論はまさに人々の「日常的現実」「日常的世界」を形づくるころの常識をこそ問題にするのだと主張する〔Berger, 1966〕。この主張は一見説得的である。だが実際この主張に添って常識を対象にしようとする、そこには大変な困難が生じざるをえない。すなわち、学問や芸術等を扱う場合は作品が存在するわけであるから、どれが対象なのかという論議はほとんど不用であるのに対し、常識という対象は、「常識とは何か」という問いを必ず伴わずにはおかぬようなあいまいな複合物でしかないのである。常識は人々が自明視していることであるから対自化されてはならず、単に人々が行う諸判断からその背後において作用しているものと推測されるにすぎない。

すなわちそれは必ず何らかの抽出装置を必要とするのである⁽⁹⁾。

故に「リアリティ構成」論は常識を対象とするものであるという③'の主張は、科学を対象とする科学社会学とか芸術を対象とする芸術社会学等と同列には論じられない。常識という対象はそれを問題化する装置—理論枠組を不可欠としているのである。要するに、③'の主張は②'の主張と関連させられてのみ意味を持つ。

では最後に「リアリティ構成」論の意義に関する②'の主張、すなわち「リアリティ構成」論は、理論批判と代替理論の探求という文脈において意義があるのであり、それは社会の外在的存立を始めから理論枠組の中に前提としてしまうのではなく、社会の「客観性」を社会成員にとっての「社会的現実」の「客観性」として把握し、社会成員による主観的な意味付与から「社会的現実」の「客観的存立」を明らかにしようとするものであるという主張を考察しよう。

ところでこの②'の主張の解釈は二通りある。第一の解釈は、「リアリティ構成」論は、社会の「客観性」を全て「主観性」から説明できると考えているという解釈である⁽¹⁰⁾。このような解釈が生じる余地は理論とはより本質的な存在項によって他の項を説明するものであり、従って社会の「客観性」自体を考察対象とするなら、それは必然的に「主観的」なるものをより本質的な存在と考えざるをえないという推論による。

だが本稿ではこの解釈は採用しない。まず、社会学における理論という言葉の使用の範囲はかなり広く、現象を根本から説明する公理—定理体系だけでなく、複数の事象の関係を暫定的に確定する枠組をも「理論」という概念に含ませられていることを指摘しよう。もし一貫した公理—定理体系における説明であるならば、説明項は必ず被説明項よりも「本質的」でなけれ

ばならないということは妥当する。しかし、後者のような、現象においてとりあえず二項間の関係を記述するといった「理論」による説明であるならば、そこでは何を被説明項とするかという選択は、社会において何を最も「本質的」であるかという問いと切り離し得るのである。本稿では、②の「リアリティ構成」論における主張は、説明項に対する規定であって、社会についての本質規定ではないと考える。ゆえに、「リアリティ構成」論は「社会的現実」の社会成員にとっての「客観的存立」を被説明項とし、「主観的意味付与」を説明項としてはいてもそれは社会の本質規定としての「客観性」－「主観性」とは独立であると考えられる⁽¹¹⁾。

第二の解釈は「リアリティ構成」論は②の主張において新たな問題を発見し、探求の方向を引き出していく問題索出法を示しているのだというものである。ここでは「リアリティ構成」論が「社会の客観的存在をはじめから理論枠組の中に前提とはしない」という意味は、作業仮説において説明すべきことを説明することの内にひそませておかないということを主張していると解釈される。

このような解釈は③の主張と密接な関連を持つ。③の主張は、「『リアリティ構成』論の意義は従来着眼されていなかった常識－日常生活世界を対象とするものである」という主張であった。これは常識という対象のあいまい性ゆえに先では採択せず保留しておいたのである。常識や身体性、潜在的規範、深層規則等はそれを切り出す枠組なしには対象として取り出し得ないからである。従って②の主張をも生かすことができる。本稿では、この方向をめざし、この第二の解釈を採用しよう。

ところで社会成員にとって「客観的」なものとして存立するところの「社会的現実」を「被

説明項とし、「主観的意味付与」を説明項とすることは従来の枠組を逆転させることである。通常社会学者は社会成員の「社会的現実」の把握を前提としそこから行為者の動機を想定し行為を予測する。だが逆にここでは「社会的現実」こそが被説明項として提示されることは社会学において何が説明されるべき事態であるかについての定義を塗り変え理論的想像力を刺激することになる。

だがこの説明項と被説明項の入れかえは同時に「主観的な意味付与」として把握していたものの内容の転換をもたらすことになる。従来「主観的意味」とは「動機」を中心に考えられてきたが、こうした「リアリティ構成」論で考えられている「主観的意味」とは「動機」ではなく「認識」、すなわち社会成員が諸事象（自己や他者の行為をも含む）に対して下すところの諸判断を指している。

ここで、③の主張で提示された「常識」を、こうした社会成員が諸事象に対して下すところの諸判断を産出するところの暗黙の基準や規則として把握して見ることにしよう。社会成員は、一体どのようなことを手がかりに、いかなる基準で、現実と虚構、適切と不適切、真面目と冗談等を判断しているのだろうか。こうした暗黙の基準や規則こそが、常識という言葉によって示された内容であると考えられるわけである。であるならば、「リアリティ構成」論は「主観的意味付与」から「客観的」なものとしての「社会的現実」が産出されるメカニズムを問題にすると同時に、この「主観的意味付与」を成立させている認識装置のメカニズムをも問題として提示することになる。換言すれば、「客観的」なものとしての「社会的現実」が認識装置からいかにして現出するかという問題の切り口を示したのである。

ここで「リアリティ構成」論の意義についての②の主張とこのように解釈すれば、これは、単に問題の切り口を提示しただけであって、けっして社会学における新しい理論枠組ひいてはパラダイムの変換といった次元の議論には達してはいないのではないかという疑問が生じるのは当然であろう。確かにこのように解釈された「リアリティ構成」論は問題発見、問題提示をしているにとどまっている。だが、このような新しい切り口での問題の発見こそは新しい理論枠組の構築もしくはパラダイム変換にとってもっとも重要な契機となりうるものであり、現在その方向性は明らかになりつつあると考える。故に「リアリティ構成」論の主張の意義は、あくまで②の次元、すなわち社会学理論の批判と代替理論の探求という文脈に求められるべきであろう。

§ 3 「リアリティ構成」論の再構成と可能性

以上の確認を基にこの節では「リアリティ構成」論のひとつの理論モデルを呈示してみることにする。

通常「リアリティ」とは「現実性」と訳され現実ないし現実的なるものの存在性格を指すとされている。「現実性」は理想に対する事実、夢や幻想に対する事実、潜在的可能性に対する完成した実現態を指すと通常考えられている。我々はもっとも素朴には、この「現実」との一致・不一致によって真偽を判断する。「リアリティ構成」論が持つ衝撃力も、「現実」が通常真偽を判定する基準であることに依る。「現実」は意志や願望によって変化させられぬ故に真偽の独立的な基準となりうると考えられているのだが、「現実」が「構成」されるものであるとしたら「構成」が人間の行為—作為と無関係でない概念である故に、「現実」の真偽判定の基

準としての性格が失われてしまうように感じられるのである。⁽¹²⁾「リアリティ構成」論が従来の社会学の批判として持った力は多分にこうした我々の持っている素朴な常識的な真偽判定装置の存在に依存している。

だが「リアリティ構成」論を社会学的営為の内に位置づけ分析用具とするためには、こうした「リアリティ」の我々の真偽判断の根拠という特性を、カッコ入れせねばならない。すなわち「リアリティ」とは「社会成員が現実ないし現実的と判定しているところの現象」という定義を与え我々自身の真偽判断の根拠とは区別するのである。ここで仮に現実的とは、偽に対する真という判断、又虚構に対する真という判断で代替しよう。⁽¹³⁾こうすることで、我々は社会成員の「リアリティ判断」に対しその真偽性を判定しようとする我々の内なる強迫的な衝動に歯止めをかけることができる。結果として社会成員が行っているところの「リアリティ判断」自体が考察すべき対象として取り出されることになる。⁽¹⁴⁾

重要なことは、このような「リアリティ判断」がいかなる「常識」に従っているのかをとり出すことである。すなわち社会成員が下すところの様々な「リアリティ判断」から、それがいかなる基準に従っているのかを探索し、それが従っている規則—暗黙の「理論」—を抽出することである。⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾

例えば我々は事象の真—偽の判定をその事象について報告したり論評したりした人間の社会的権威によって判断することがある。これは我々の常識的次元での判断が依拠する暗黙の「理論」である。我々はある人間の証言の信ぴょう性を、その人間の信用によって判定するのである。故に、その人物の信用失墜を計ることはその人物の言表の信頼性を失わせることに等しい。

このような事例から我々の真偽判断は、他者がその現象について下すところの真偽判断に関係づけられており、他者の下す真偽判断それ自身の信頼性は、他者の行為次元における信用—たとえばその行為者が約束や契約をどの位守る人間であるかということ—と関係づけられているということがわかる。

無論、他人の下した判断に依拠して物事を判断することは不正確でありさらに、このような暗黙の「理論」に従って現象の真偽を判定することは「良いこと」ではないと考えられており、直接自らの眼で確かめることによって下した判断がもっとも信頼性があるという「理論」も存在する。「科学」は「実験」という行為の形式を産出することで、真偽の判定の基準を上述のような暗黙の常識から切り離し、常識と分離した真—偽判断装置を創り出しえた。だが我々が日常生活において「出会う」ほとんど全ての出来事、現象は、我々が直接にはけって知ることのできぬものであり伝聞によって我々に知らされたものにすぎない。従って、我々はいや応なしに事実判断を伝聞からなさざるをえないのである。

上述の例は現象についての真偽判断が他者がそれに対して下すところの信用度についての判断に関連してしまうというものであったが、現象の真—偽判断に良く似た構造を持ちながらも、直接に自己や他者の行為に対して下されるものとしてシリアス/ジョークという判断が存在する。すなわちシリアスの場合、行為者は自己の行為（発話行為を含む）に対して責任が問われるのであるが、ジョークの場合、その責任は回避されるのである。社会成員は社会的相互行為において、自己や他者の発話や行為に対してまずこの判定を行っていると考えられる。すなわちこの判断は自己や他者の発話や行為がいかな

る効力を持ち、いかなる義務を生じさせるかについて判定するために不可欠な最初の判定なのである。シリアスと判定された場合、例えばその発話は真理陳述義務に拘束されるか、約束遂行義務や役割遂行義務に拘束されるかすると判定され、それに違犯したという判断が下されれば、何らかのサンクション—非難や信用の失墜が与えられる。従ってシリアス/ジョークという判断は、行為者が自己の行為と他者の行為を関係づけていく際にもっとも基本的な判断である。さらにはそのような判断を基礎にして行為者の信用度が判定され、その信用度がその行為者の言表の真理性への信頼度をも規定するのである。

このような例示から示されることは、認識においてどの判断を真なるものとして採択するかという認識の制度は、自己や他者の発話や行為がいかなる効力を承認するかということと深く関連しているということである。そして、自己や他者の発話や行為を文脈によって理解し、文脈指定を行うことによってそれらに効力を持たせることは、自己の行為を「秩序」づけることであるとともに、自己と他者を相互に「関係づけ」、行為を「組織化」することである。ここから認識の制度が社会組織と非常に深い相互依存関係にあることを見通すことができよう。

この点をさらに深く追求してみよう。従来社会学においてコミュニケーションとは、「情報の伝達」として理解されてきた。言葉やその他のシンボルを媒介として「情報」が自己から他者へ、他者から自己へと伝達されるのだと考えられていたのである。このようなモデルは、言葉は何かを陳述しているのだという考えに基づいていることはいままでもない。だが言葉は何かを陳述するという性格以外にその言葉自身が何事かを逐すことであるという性格を持っている

る〔J. Austin, 1960〕。その点から考えれば、コミュニケーションとは単に「情報の伝達」を行うことではなく、相互に相手の言葉を承認したり、将来の行為遂行を約束したりすることでもあるはずである。そしてこのような言葉の行為遂行的側面はその言葉が発せられた場における相互行為の構成、すなわち相互の役割（権利と義務）の規定をも含むことは明白である⁽¹⁷⁾。

このような観点の導入は、「情報」の内容次元での判断とコミュニケーションの形式的規則との関連性を改めて問題として立てることを可能にする⁽¹⁸⁾。社会的決定と呼ばれるような「集合的判断」は通常会議等のコミュニケーション過程を経て決定されるわけであるが、このような諸過程が実際いかなる対面的コミュニケーションのルールによって規制されているかを問うことも重要な課題となる。仮に複数の社会成員が相互に異なった判断を持っていたとして、それが討議過程を経ていかなる「集合的判断」を産出するかという問題を考えれば、これは従来「社会決定論」と呼ばれる領域と深い関連を持つであろう⁽¹⁹⁾。

ところでこうした相互行為における行為の効力決定こそ自己と他者の行為を「組織化」し「秩序づけ」るものである。我々は相互行為において自らを相手の行為に関係づけ又それを通じて他者の行為を拘束する。我々は対等な対面的コミュニケーションのルールをもっとも汎用性のあるルールとしてそれに習熟し、他の場面でのコミュニケーション（ex. 教師と学生）をその変形として認知する⁽²⁰⁾。このことから論を展開すれば、社会における制度の分化は、このようなコミュニケーションルールの差異化や再編成や分化の過程としても把握可能であろう。その時我々は、従来「分業」というタームで扱われてきた諸現象に対し、全く別な角度から接近

し考察することが可能になる。こうした考察の一分野として科学的な認識の制度の展開を扱うことも十分に可能である。

最後にこのようなコミュニケーションの制度や規則を刷新し生成するような次元の存在に着眼することが可能である。ここにこれまで述べてきたような「リアリティ判断」の「理論」とそれを支える対面的コミュニケーションのルールはまさに「秩序」をつくり出し「正常」な世界、「平常」な「常識的世界」を維持するためのものである。それに対し、このような「理論」や「ルール」が全く崩壊してしまったり全く通常しなくなったりする状況が存在する。それは部分的には制度の内に囲いこまれており、祭や祝宴という形で時間-空間的に限定されて存在する。だが、個人的には人は「狂気」としてこの「正常な世界」を脱することも可能である。又、非常に巨大な規模で集団的にこのような「常識」が崩壊してしまうことがある。たとえば、それは戦争であったり、革命であったりする。その時人は、ただ一人で状況の内に投げ込まれ、裸の自分と裸の他者・世界に対するのである。この体験は強烈でありその状況が経過しても、その時の体験は潜在化した形で保持されつつける。それは個人的にも社会的にも、規範それ自身を生成する源泉的な体験として維持され続けることになる。社会意識に固有の歴史があるとしたら、それはこうした体験の保持と風化の過程であるにちがいない⁽²¹⁾。

§ 4 現代社会学における「パラダイム」の変換？

「リアリティ構成」論を再構成しその可能性を検討する中で、その説明形式が持つ特徴が次第に明らかになってきたと思われる。無論それは未だ「パラダイム」の変換といえるような次

元にまで洗練させてはいない。だがその特徴を明示しておくことは重要なことであるとする。

それは、以上の議論から社会的行為の説明形式として、「動機」や「目標」が必要十分なものではないことが認識されてきたということに要約される。従来社会的行為は「動機」を理解することによってほぼ説明されうると考えられるのが通常であった。「盗み」という行為は「貧しさ」ゆえに「金が欲しかった」という動機が説明されれば十分に「理解」されたと考えられた。だが「リアリティ構成」論ではその説明は十分であるとは考えられない。まず第一に、「盗み」という社会的行為の成立が問題となる。行為の意味とは「動機」である以前に、そもそもその行為は何の行為かという点に求められる。彼の行為は何の行為であるのか、それがいかに認定されるのかということが問われねばならない。第二に、特定の行為の「動機」としてなぜある事柄がレリヴァントであるとされるのかがさらに問われることになる。すなわち「動機理解」という説明形式が前提としている認識の明示化が求められているのである。

さらに、「動機」とそれに基づく「目的-手段」系列による説明が社会的相互行為を説明するのに十分な枠組とは言い得ないことが次第に明白になってきている。従来社会学においては社会的相互行為においても、「目的-手段」系列における各個人の合理性の追求からの説明がなされてきた。各人は他者の行為の予測を行いつつそれに基づいて自己の「目的」をとげるべく次の自分の行為を戦略的に決定すると考えられているのである。ここにおける社会的相互行為のモデルは、もっとも原形的には戦争における作戦である。

だが上述の社会的相互行為の把握のしかたは、そのもっとも純粋なモデル型が「戦争」である

ことに暗黙に示されているように、社会的相互行為が相互行為独自の規範によって秩序づけられていることを最少に位置づけるものである。

「戦争」とはそうした相互行為規範が最小化される事態なのである。（無論実際には「戦争」も相互行為における規範=約束事に基づいている。そもそも「戦争」という事態が成立することのために「戦争」という観念とそれにおいて許容される行為の範囲の認識が不可欠である。又歴史上軍事の天才と呼ばれる英雄の内には「戦争」に関しての従来の約束事を打破し無視することでその名をほしいままにした者が数多く含まれている。）

日常の社会的相互行為においては、具体的な行為列（会話を含むコミュニケーション状況）は必ず相互行為規範に支配されつつ産出される。各行為者は各個人の目的追求を、社会的相互行為規範に基づきつつ行うのである。ゆえに我々が社会的相互行為を具体的な対象とする場合、その諸行為の配列等の相互行為現象固有の秩序は、単に各個人が目的追求を「合理的」に行うという説明の枠組ではほとんど説明することができない。それはそこにどのような社会的相互行為規範が関与しているのかを考察することなしには記述しえない。

重要なことは行為の目的であるところの資源や財の配分までもしばしば各個人には意識化されていないようなレベルでの社会的相互行為規範によって決定されることがあるということである。

もし社会的相互行為規範が単に人間関係の潤滑油であるならば、それは無視してもかまわないという判断が成りたつかもしれない。またあらゆる社会的相互行為規範が十分に自覚化されているとしたら、それは状況の一部として扱うことも可能であるかもしれない。だが社会成員が

自覚してもいない相互行為規範（コミュニケーション規則）が、各個人の目標や目的の遂成にまで影響を及ぼすとするならば、仮に行為の説明形式として唯一個人の目的—手段系列の適合的連鎖のみを選択したとしてもこうした分析が必要であり少なくとも意義があることは承認せねばならないであろう。

以上社会的行為と相互行為に関する「リアリティ構成」論の理論的方向についての示唆を提示したが、こうした理論方向がけって「主観主義」という名でくくれるものでないことは改めて述べるまでもあるまい。仮にこうした理論方向にレッテルを貼るとしたならば、少なくともそれは「主観主義」ではなく「動機主義」に対する「認識主義」、「方法的個人主義」や「方法的集合主義」に対する「方法的相互作用主義」といったレッテルでなければならないはずである。

従来、現代社会学におけるパラダイムの対立は「規範的パラダイム」か「解釈的パラダイム」かといった対比で把握されてきた。だがここで「解釈的パラダイム」の一連列であると思われる「リアリティ構成」論の検討を通じて明らかになってきたことは、そうした対比があまり適切ではないということであると考えられる。現代社会学におけるパラダイムの対比は、むしろ、「目的」や「動機」、「目標」といったタームを社会的行為の説明において必要十分なものであるとする立場—それを「主意主義」と名づけよう—と、「現実認識」の「構成」や自己や他者の行為が「効力」を与えられて「構成」される過程をこそ重要であるとする立場—仮に「認識の社会学」と呼んでおこう—との間に存在する。そして社会学において誕生したこの新しい「認識の社会学」というパラダイムは、将来大きな位置づけを得ていくであろうと信じる。

近代主義はその本質において認識における主—客図式の貫徹として把握される。それは社会学においては、社会を自然物のような客体としてみなす立場と、個人の主体性を重視し、社会を主観的な意味付与によって「構成」されるものであると考える立場の対立の内にその双方に反映して現出した。前者のみならず、後者も又近代主義的認識図式に乗っ取るものであることは、後者における他者の認識が手段的でしかありえないことに明白に表われている。社会学における近代主義批判のインパクトは、こうした対立図式そのものを批判の対象としたのである。

注

- (1) 従って従来の「リアリティ構成」論にはいかなるものがありどのような学説史を持っているのかといった事柄にはほとんど触れ得ないが、ここで従来の「リアリティ構成」論と呼んでいる時に頭においているのは、P. L. バーガー、ホルツナー又はエスノメソドロジーによる「リアリティ構成」論などである。
- (2) さらにこの仕事への個人的な意図をつけ加えるとすれば、本稿はこれまで私がしてきた二系列の仕事、すなわち社会科学論と多元的リアリティ論との間の橋わたしを行い見通しをつけるという意図で書かれている。それゆえ他の論文ですでに展開した論旨については単にそれを指示するにとどめ、主として論文間の相互関連について叙述するつもりである。このため、本稿は大変読みづらく、又論述の密度が一定しないとの印象を与えるかもしれないが注を参照しながら読みすすんでほしい。
- (3) 現象としては、これは手段的合理主義への批判として主に現出した。
- (4) 例えば、a) 科学としての社会学の認識論の総体を批判しようとする試みと、科学的認識の枠内で理論の変革を要求する立場との矛盾 b) 社会学の

理論枠組のレベルで、方法的個人主義の限界を指摘しようとするところもと、社会学の対象領域において行為の文脈依存性を発見し記述しようとする立場との間の表面的な記述レベルにおける矛盾、などが挙げられる。

- (5) ①'については〔山口, 1981〕, ②'については〔加藤, 1980〕, ③'については〔Berger, 1966〕参照。
- (6) この主張は、社会科学的知識の根拠を常識に求める故に常識そのものの妥当性や真偽性を問えないとして多くの社会学者から保守的であるとの批判を浴びた。たとえば〔山口, 1981〕参照。ただし、重要な点は保守的か否かという問題ではなくこうした論法が意味をなすかどうかであると思われる。
- (7) シュッツの思考の展開において、「根拠としての常識」が次第に「問題としての常識」に変貌してくるのが読みとれる。その時シュッツは社会科学を「常識」によって基礎づけようとする試みから、逆に、「日常生活世界」と「科学」の独立性の主張を展開しはじめる。常識と社会科学との関係については〔江原, 1980〕〔江原, 1982a〕参照。
- (8) ここで主張したいことは、「事実」そのものがそれ自体として存在するとか、帰納法的認識によって真理に到達できるといったことではない。単に社会学的営為が「事実～である」という言説をもってそれをめぐって相互に議論しあい批判しあうという構造の上に成立していることの確認とその営為を行うことを選択である。こうした選択をすれば前者の問題はこの議論の枠内ではけっして論じられないはずである。
- (9) シュッツのレリヴァンス問題をめぐる困難は主としてこの点に存在したと思われる。
- (10) 従来社会学理論においては個人主義対集合主義、主観主義対規範主義といった理論対立が存在し、

「リアリティ構成」論もその文脈において、社会よりも個人を、規範よりも主観をより本質的な存在と見る理論的主張として把握されたのである。

〔山口, 1981〕

- (11) このように解釈してはじめて「リアリティ構成」論において、個人の行為や判断の前提であるところの潜在的なコミュニケーションルールや規範を抽出し理論化づけていることを理解することができよう。なぜなら、そこでは規範やルールによって個人の行為や判断を説明しようとする方向が存在し、その点においてはけっして主観的解釈的な説明図式ではなく規範主義的な説明図式となっているからである。〔江原, 1983〕
- (12) 「作為」と「虚構」と「現実」との関連については〔江原, 1982b〕参照。
- (13) すなわち、社会成員は何が現実であるかという観念をもとにそれとの一致・不一致によって真偽を判定していくわけであるが、ここでは逆に真偽判断から、人々が現実と考えているところの観念の存在を推測することになる。
- (14) 当然ながら我々が「リアリティ判断」を行うときの「理論」、「観念」でもって社会成員の行うところの「リアリティ判断」を批判したり否定したりすることも一応留保されることになる。
- (15) この主張は、エスノメソドロジーにおける成員の理論の探求とほぼパラレルである。
- (16) 我々が自明なことと考えている諸事象がいかなるチェック機構によって産出されているかを例示したものとして〔江原, 1981a〕がある。
- (17) ここで「交換」という社会事象を考察してみよう。従来「交換」は財の移転や伝達として、物理現象における伝導に比して把握されることが多かったが、「交換」はむしろそうではなく社会規範によって承認されたところの「権利」の交換として定義されなすべきではなからうか。「交換」が成立するためにはそれが規範にかなったもので

なければならない。そこに互酬性の原理その他の原理の存在が確認されるはずである。この点からしてコトバの「交換」を考えてみると、従来コトバの「交換」はそのまま、情報の「交換」として、把握されがちであった。だが、コトバの「交換」において「交換」されるものが情報であると考え、情報に対する権利の規定があいまいであること、(情報は他者に伝達されても、自分自身も又保持しつづけることができる)等から他の財と比較して特異な性質を情報に想定せざるをえないことになる。ここで、ひとつの提起を行いたい。コトバの「交換」において、それをただたんに情報の「交換」として規定してしまうのではなく、他の財とひとしく、コトバに対する「権利」の交換としてその次元で考えてみたらどうかということである。コトバに対する「権利」、すなわち発話権その他の権利の「交換」としてまずコトバの「交換」の様相を把握してみることは、相互行為現象の研究の上で重要な意味があるのではなかろうか。

- (18) たとえば、会話権の取得についてのルールは、意志決定権の大小に関係しているかもしれない。社会的地位の尊重に対するとおりの儀礼的諸規範は、実際には、話題選択権や拒否権などを含んでおり、社会的地位の高い者が、比較的楽に自分の意志を通すことができるようになっているのが通

常である。又「からかい」はそれ自体としては自ら行為(からかうこと)の効力を否定し「あそび」「虚偽」の文脈におきかえることであるが、その効果として「からかわれた」者の行為の効力をも否定することができ、その結果として「からかわれた」者の発話の情報内容について否定的な判定を下すことができる。「からかい」とその政治的効果については〔江原, 1981b〕参照。

- (19) 「社会決定」論は通常各成員が平等に1票を投じうるような採決のしかたに焦点をしばって問題をたてているようであるが、本稿が提示した図式にしたがえば、より具体的に、討議過程の検討と分析を行うことが可能である。こうした分析をへてはじめて、日本における集団的討議と西洋における集団的討議との比較を行うことが可能になるのではあるまいか。
- (20) 個人の能力次元での発達史からいえば、おそらく抽象的な対等な話し手の対話のルールはもっとも後に獲得されるようなルールであろう。
- (21) 現代日本におけるこうしたもっとも根源的な体験は未だ、第二次世界大戦におかれている。こうした戦争体験は、いくら「平和」の大事さを主張する文脈におかれても、他方でこの体験の持つ生々しさ、現実性、強烈さ、聖性、に対する賛美をかくしきれない口調でかたられることが多い。

文献

- Austin, J.L. 1960 How to do things with Words, Oxford. 坂本百大訳 1978, 『言語と行為』大修館書店
- Bergar, P.L. & Luckmann, T. 1966 The Social Construction of Reality : A Treatise in the Sociology of Knowledge, New York, Anchor Books. = 山口節郎訳 1977, 『日常世界の構成』新曜社
- 江原由美子, 1980, 「社会科学と生活世界」『人文学報』No. 143, 都立大学人文学部紀要
- , 1981a, 「社会的リアリティの析出」『ソシオロギス』No. 5.

- , 1981b, 「からかひの政治学」『女性の社会問題研究報告第4集』
- , 1981c, 「シュツツにおけるレリヴァンスの問題をめぐって」『社会学評論』No.127, 日本社会学会
- , 1982a, 「方法から問題へ—シュツツにおける日常生活の意味」『人文学報』No.157, 都立大学人文学部紀要
- , 1982b, 「憑依と離脱」『ソシオロギス』No.6.
- , 1983, 「人間中心主義から脱中心化へ」『人文科学紀要』vol.36, お茶の水女子大学
- HUsserl, E. 1910-11 "Philosophical strenges Wissenschaft", Logos Bd.I,
小池稔訳 1970, 「厳密な学としての哲学」『ブレンターノ・フッサール』世界の名著51, 中央公論社
- 加藤春恵子, 1980, 「エスノメソドロジ—」, 「基礎社会学」第II巻, 東洋経済新報社
- 山口節郎, 1981, 「社会と意味—メタ社会学的アプローチ」勁草書房

(えはら ゆみこ)